

- 本号の内容 1 3/7 国賠訴訟・証人尋問ほか……………p1
- 2 東京新聞記事(2月28日朝刊)……………p2

3/7 国賠訴訟・証人尋問に傍聴参加を

日時 3月7日(金) 10:00~17:00

集合 09:15東京地裁前~事前集会

法廷 東京地裁103号法廷

証人 葛野尋之(青山学院大学教授、刑法)

多田尚史(大津地検副検事=当時)

松江達宏(和歌山県警本部)

横麻由子(大津地検検事=当時)

恩地孝幸(和歌山地検検事=当時)

湯川裕司(関生支部委員長)

控訴しないことを求める申し入れ 2/28 京都地方検察庁に



京都事件の無罪判決を受け、2月28日、京都地検に対し、控訴しないことを求めて、全日建、同近畿地方本部、同関生支部の連名による申入書と、労働組合つぶしの大弾圧を許さない！京滋実行委員会がよびかけて集めた請願203通を提出した。(写真右から、奥田雅雄・きょうとユニオン副委員長、服部恭子・京滋実行委員会共同代表、平田郁生・関生支部執行委員)

「労組と弾圧」4月2日に東京で上映 TBSドキュメンタリー映画祭2025

MBS が制作した「労組と弾圧～関西生コン事件を考える」が出品される TBS ドキュメンタリー映画祭 2025 が、今月 14 日から東京、京都、大阪、名古屋、札幌、福岡の 6 都市で順次開催される。

「労組と弾圧」の上映スケジュールは、東京では、ヒューマントラストシネマ渋谷で4月2日(水) 18:30 からであることがわかった。各都市での上映スケジュールは公式 HP で。



発行：全日建(全日本建設運輸連帯労働組合) お問い合わせ 03-5830-6418

特報部

FAX 03 (3595) 6911 Eメール tokuho@chunichi.co.jp

争議中の威圧的言動認めず

「全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部(関生支部)」を巡る事件で、また無罪判決が言い渡された。組合幹部らがストライキで相手を怖がらせて解決金を脅し取った恐喝罪などに問われたが、26日の京都地裁判決は検察側の主張を全て退けた。2018年以降、一連の事件で延べ66人の労働組合員が起訴されたが、無罪判決は延べ19人となった。警察・検察による「組合弾圧」に大きな疑問が投げかけられている。(山田祐一郎)

関西生コン労組幹部に無罪判決



「よつやくまともな判断をいただいた。素直に無罪はうれしい」。判決から一夜明けた27日、「こもろ特報部」の取材に、被告の一人の湯川裕司執行委員長(52)が心境を語った。関生支部は、ミキサ―車運転手らが個人で加盟できる産業別労働組合だ。検察側は、湯川さんと武健一前執行委員長(83)が13、14年、関生支部

京都地裁前で「無罪」と書かれた紙を掲げる被告側の関係者ら=26日

の組合員が在籍していた会社の解散に際し、生コン事業者の協同組合に解決金を要求し、生コンの出荷を阻止するなどして怖がらせて1億5千万円を脅し取ったと主張。2人を恐喝と恐喝未遂、強要未遂罪の計4件で起訴し、懲役10年を求刑していた。だが判決はいずれの事件についても「犯罪の証明がない」と検察側の主張を認めなかった。公判では、生コンの出荷を阻止しようとする「ストライキ」が脅迫に当たると争点となったが、川上宏裁判長は「多人数で実力行使をして出荷を阻止したり、威圧的な言動を行ったりしたとは認められない」と指摘。「そもそもストライキをはじめとする争議行為は、労働組合が使用者に一定の圧力をかけ、その主張を貫徹することを目的とする行為だ」として「業務の正常な運営を阻害する」とは当然に予定されている」との見

恐喝事件化、捜査側の「労組つぶし」

解を示した。労働組合員が会社に従業員としての就労証明書の作成・交付を要求したことが強要未遂の共謀に当たるとされた事件で、検察は証明書作成が「不当・過大な要求を行ったための足掛かり」と主張。だが判決は「証拠に基づかない臆測にすぎない」と一蹴した。湯川さんは「事件は、私の記憶と全く異なる物語となっている。そこに捜査機関の明確な意図があったといつのを裁判所がしっかりと見てくれた」と話す。立命館大の吉田美喜夫名誉教授(労働法)は「本来、組合活動であれば違法性が否定されるため、労働事件では組合活動の正当性が争点になることが多い。だが今回の判決は、そもそも2人の行為に恐喝や強要未遂など違法性がな」と判断した」と説明する。「裁判長としても憲法28条や労働組合法などを論じるまでもなく、無罪という認識だったのだらう」

生コンは小規模零細業者が多く、団結して団体交渉で勝ち取った労働条件を業界全体に適用してきた。これまで有罪判決が出た事件では、関生支部の要求行為が労組の活動として認められないケースが多かった。吉田氏は「一連の事件で捜査機関は関生支部を金目当ての反社会組織と位置付けてきた。産別労組の無理解も根底にある」と指摘する。労働基本権を侵害 断罪の意味生かせ 湯川さんらは、一連の捜査が憲法や労働組合法が保障する団結権を侵害し、恣意的な拘禁に当たるとして国などを相手取り、賠償を求める訴訟を東京地裁に起こしている。取り調べて検察官が組合員に対し、組合からの脱退を迫っていたとして「労組つぶし」だと主張する。そんな中、今回の無罪判決が持つ意味を吉田氏はこう強調する。「現実には組合員が減り、大きな被害が出ている。この組合だけの話ではなく、基本的人権である労働基本権が著しく侵害されている。判決を今後の主張に生かすことが必要だ」

た」をいびきを刺す。